

『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律』
(鳥獣保護管理法)

「鳥獣保護管理法(第3条)」に基づき

環境省 → 基本指針を作成

- I 鳥獣保護管理事業の実施に関する基本的事項
- II 鳥獣保護管理事業計画の作成に関する事項

基本指針の主な変更点

- 1 鳥獣の管理の強化
 - 第二種特定計画の目的を達成するため、数値等で具体的に評価可能な目標を設定するとともに、適切な評価、見直しを行い、順応的な計画の推進を図る。→**管理計画へ反映**
- 2 鳥獣の保護の推進
 - 【平成29年9月告示の基本指針】種の保存法に定める国内希少野生動物種から解除されたオオタカについて、防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定される場合を除き、原則、鳥獣の管理目的での捕獲を認めない。
 - また、捕獲後の個体の飼養については、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間は、公的機関等での飼養を前提とする場合に限り認めることとする。
 - 鳥類の鉛中毒の防止のため、国は全国的なモニタリング体制の構築と鉛汚染による種や個体群への影響評価を進めるとともに、捕獲した鳥獣の放置の禁止を徹底する。
 - 錯誤捕獲の防止のため、鳥獣保護管理事業における錯誤捕獲の情報収集を進めるとともに、捕獲者への指導・錯誤捕獲時の体制整備等の取組を推進する。
- 3 人材育成
 - 狩猟者等の鳥獣の捕獲の担い手の確保・育成に関して、免許の取得促進のみならず、十分な捕獲技術をもった人材の育成を進めることが重要。
- 4 野生鳥獣に由来する感染症対策
 - 野生鳥獣由来の感染症について、情報収集及び鳥獣への感染状況等に関する調査等を実施し、感染症対策の観点からも野生鳥獣の保護管理に取り組んでいく。
 - これらの取組みを進めていく際には、公衆衛生、家畜衛生等の担当部局等とも連携・情報共有を行って対応することが必要。
 - 豚熱(CSF)及びアフリカ豚熱(ASF)に関しては、野生イノシシにおける感染状況確認調査及び捕獲の強化を推進。
 - 捕獲物の処理について、感染症の拡大が懸念される場合は防疫措置をとること。
- 5 その他
 - 捕獲物の処理について、外来鳥獣については放獣しないことを指導する。→**第4へ記載**
 - 市街地に出没する鳥獣への対応のために必要な連絡体制を構築する。
→「**大型野生鳥獣の出没等緊急対応マニュアル**」に基づき、**有害鳥獣捕獲許可権限を持つ市町村を中心とした緊急連絡体制を整備**

※基本指針等の資料：現行の指針 <https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan1.html>
中央環境審議会自然環境部会(第44回)配布資料(答申) https://www.env.go.jp/council/12nature/44_1.html

基本指針の
告示
(令和3年10月)

「鳥獣保護管理法(第4条)」に基づき 大阪府 → 鳥獣保護管理事業計画を作成

諮問内容

第13次大阪府鳥獣保護管理事業計画(案)

- 第1 鳥獣保護管理事業計画の計画期間
令和4年4月1日～令和9年3月31日(5ヶ年間)
- 第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
 - 1 鳥獣保護区の指定
 - 期間更新 8箇所 5,887ha (計画開始：18箇所 12,914ha ⇒ 計画終了：18箇所 12,914ha)
 - 2 特別保護地区の指定
 - 期間更新 1箇所 70ha (計画開始：1箇所 70ha ⇒ 計画終了：1箇所 70ha)
- 第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- 第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項
 - **保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方**
・地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うこととする。
・オオタカについては、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合を除き、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。※ オオタカの捕獲許可は都道府県権限
・また、捕獲後の個体の飼養は、公的機関等における飼養に限り認める。
 - 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域における捕獲許可の考え方
「当該地域での捕獲許可に当たっては、捕獲個体の搬出の徹底を指導する」旨、記載済
 - **被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。**
- 第5 特定猟具使用禁止区域に関する事項
 - 新規指定 1箇所 63ha ●再指定 28箇所 18,625ha
(計画開始：75箇所 120,046ha ⇒ 計画終了：76箇所 120,109ha)
- 第6 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
 - 大阪府シカ管理計画(第5期計画)及びイノシシ管理計画(第4期計画)の策定
 - 計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日(5ヶ年間)
- 第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
 - **錯誤捕獲について、市町村に対して実態の報告を求めよう必要な情報を整理・検討する。**
- 第8 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項
 - **地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、非常勤職員である鳥獣保護管理員の任用要件の厳格化により、鳥獣保護管理員制度の維持が困難となった。⇒ 令和2年度から鳥獣保護管理員を廃止**
 - 狩猟者の確保及び育成のための対策
「狩猟免許取得の取組みを進めるとともに、免許取得者の捕獲技術の向上を図るため、関係団体と連携し、新たな捕獲の担い手となる狩猟者の育成に努める。」旨、記載済
- 第9 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項
 - 4 感染症等への対応
 - 野生鳥獣由来の感染症の情報収集に努めるとともに、家畜衛生部局等と連携して対応する。
 - 捕獲従事者等に対し、防疫措置を徹底した上で捕獲等を実施するよう指導する。